

自主豁達ナル對列強施策ヲ行フ

○當面ノ施策

ニ秤量シ、歐洲戰後ノ世界新秩序ニ於ケル帝國ノ地位ヲ確保スル爲

歐洲戰爭ニハ差當リ不介入イ方針ヲ持シ、歐米情勢ノ推移ヲ冷靜

東亞ニ於テ他ノ干渉ヲ許サズ

記新秩序建設ニ必要ナル對列國齟齬關係ノ利導及調整ニ努力スヘク、

而シテ當面ノ外交施策ニ於テハ支那事變ノ處理ニ重點ヲ置キツツ前

極秘

ルニアリ

以テ南洋ヲ含ム東亞ノ新秩序ヲ具現シ、進テ世界ノ新秩序ヲ招來ス

結合ヲ根幹トシテ南方諸地域トノ間ニ政治的經濟的共榮圈ヲ確立シ、

帝國外交ノ基本目標ハ、聲國ノ本義ニ則リ、日滿支三國ノ鞏固ナル

○一般方針

帝國外交方針案（昭和一五年七月二日）

七月二十日
才次郎内閣
格別外相

昭十五七、二六

ニヤ

S

4

カソツアルキ位ミ、支那ニ於ケル第三國ノ通商上ノ無差別待遇

S

11001

065

帝國ノ對支政治及經濟上ノ優越性ニ對シ、列國カ事實上ヲ

支那ニ於ケル第三國ノ通商上ノ無差別待遇

利用ヲ圖リ、重慶ニ對シ抗戰放棄ヲ勸告セシムルモノトス

ニ至ラシムル如ク施策第ス

前項支那事變處理ノ促進ヲ計ル爲第三國就中獨、伊、英、米ヲ

促進ヲ計リ、
次キヤ三國ノ新政府ニ利益正我取込ノ

得心カキヲ施策
ルモノトススルヲ妨ケス

重慶トノ停戰、索イテハ日支間ノ全面的和平再建ヲ企圖ス

方針

S

3

式承認ヲ促進スルノ方針ニ依ルト雖モ、右ト併行シ本非前立場

S

11001

064

ニ支那事變處理ハ速カニ新政府ヲ育成ス、我方ニ次キ第三國ノ取

承認

ノトス

實行シ、列國ヲシテ之ニ同調シ來ルノ已ムナキニ至ラシムルモ

一日滿支三國間ノ關係緊密化ニ關シテハ既定方針ニ依リ着々之ヲ

第一支那事變對處方針

178

S

6

第三 歐洲戰爭對處方針

申請中依ルキニ
之ヲ停止ム

新中央政府ノ對第三國外交政策ニ關スル我方ノ指導方針ハ別紙ニ

係ナキ帝國ノ實力消耗ハ之ヲ慎ムモノトス

支那事變ノ終結前、支那以外ノ部面ニ於テ、事變終結ト直接關

下ニ之ヲ行ハシムルモノトス

S

11001

067

177

S

5

手段ヲトラシムルモノトス

支那ニ於ケル舊國際秩序ノ調整ハ日支關係ヲ統合セ帝國ノ指導

九國條約問題ハ我方協力ノ下ニ機ヲ見テ支那政府ヲシテ廢棄ノ

トス

列國ノ事變ニ對スル同調性ニ應シ我方ニ於テ之ニ協力スルモノ

ハ日滿支國防上ノ重大ナル要求ニ反セサル限り之ヲ容認シ、且

S

11001

066

7

對スル當該國ノ同調性並帝國國運ノ發展ニ對スル當該國ノ利用價

ニ帝國ノ中立的立場ノ運用ニ當リテハ、特ニ帝國ノ支那事變處理ニ

設ニ對シ有利ノ形勢ヲ醸成スル如ク施策スルモノトス

支那事變處理ノ促進ニ資スルト共ニ、南方ヲ含ム東亞新秩序ノ建

場ヲ最有效ニ活用シ、國際情勢ヲ利導シテ様宜欲リヲキヨ期シ、

一 歐洲戰爭ニ對シテハ差當リ奉介スル方針ニ則テ、帝國ノ中立的立

セ入且東亞ニ對スル他ノ干渉ヲ許サス

自主

S 11001 069

帝國ノ東亞新秩序建設ニ同調シ世界新秩序
建設ニ帝國ノ援手トシ日本ト同ノ政治的
經濟的紐帶ヲ鞏固化シ、能クサレ日本ヲ
牽制利導ス

S 11001 068

9

嚴ニシテ國防的間隙ヲ作ラス。「ソ」聯ノ進出ヲ近東及西方ニ導

容トスル中立條約ノ交渉ヲ促進スル
對「ソ」防備ヲ

係ヲ維持シ、諸懸案ノ解決ヲ計ルト同時ニ、兩國ノ友好増進ヲ内

東亞新秩序建設ニ專任センカ爲、「ソ」聯トノ間ニカメテ平和關

一 對露方針

第三對列強關係調整方針

一見透シ
ソ米關係
ソ獨リ

共榮圈

注

8

ル帝國ノ立場ヲ有利ナラシムル如ク適宜ノ工作ヲ行フモノトス

歐米ノ世界新秩序建設ノ主義政策ヲ注視シテ、常ニ右建設ニ對ス

二期スルモノトス

場合ニ備ヘ、充分ナル研究ト準備トヲ整ヘ、
遺憾ナキ

三 情勢變化ニ依リ帝國カ不介入方針ヲ變更スルノ余儀ナキニ至ル

值又ハ障礙性等ヲ考量ニ入レ、適宜按配スルモノトス

支那以外ノ地域ニ於テテカ行儀

S

如キ施策ヲ進ムルモノトス

(4) 日米外交調整ニ關シテハ米國ヲシテ我東亞(南洋ヲ含ム)ニ於

一南洋ヲ含ム一 新秩序ノ完成ヲキルルニ至ル迄ハ米國ハ結局我方
及之ヲ善行力ヲ感得セシムルガ
ニ同調シ來ル見込極メテキリ以テ、同國ニ對シテハ差當リ左ノ

新秩序建設ノ政策ハ、米國ノ右ノ如キ政策ト兩立シ得ザルモノニモ
依テ米國一不
ヲ濟政シ米國ヲシテ
シテ、帝國上有利ナル國際狀勢ノ變化ヲ來シ若クハ米事實ニ東亞

ニ對シテ我不知、此ニ、態勢

S 11001

073

S

11001 072

ニ對米方針

クモノトス

米國ハ目下歐洲戰爭ニ當リ對英援助ヲ積極化スルト并ニ、獨伊ノ

歐洲征覇ヲ豫想シ、ソノ政治思想及ビ金融資本制度ニ重大ナル脅

威ヲ感ジ、東亞(南洋ヲ含ム)ニ對シテ政治及經濟的勢力

建設ヲ妨礙シ、海峽、南洋、東亞ニ於テハ米國ノ新秩序

ヲ確保スルニ、各方シテアリ、米國ノ東亞ニ對シテ南洋ヲ含ム

ニ對シ

S 11001

073

トス

争ノ危険性ヲ胎ムモノナルコトヲ理解セシムル様施策スルモノ

勢ヲ堅持スルト共ニ、米國民ニ對シテハ、~~米~~ 壓迫策ハ日米戰

政府及日
對日
米國之經濟利益ニ及レ且

(四)米國ノ重大ナル壓迫策ニ對シテハ、~~米~~ 他國ト一戰ヲ辭セザルノ懸

才嚴然タル態度ヲ持スルモノトシ

ナル優越的地位ヲ容認セシムルコトヲ主眼トシ、~~常ニ公正ニシ~~

ノ態度ヲ是正セシムルニトモテ

トモテ

(1) 我ヨリ焦慮ナル如キ態度ヲ示サズ、日米國交調整ニハ先ツ米國
ヲシテ、援蔣行爲停止等東亞問題ニ關シ帝國ノ施策ヲ妨害スル

米國トシテ通商條約又ハ政治的性質ノ協定類締結ノ問題ニ付テハ

ヲ以テ臨ミ、米國ヲ指導説服スル如ク工作スルモノトナ

米國ノ世界平和ニ關スル理想論ニ對シテハ同ジク帝國ノ理想論

S 11001

076

① 世界平和ニ關シテ
主張 (通商ノ自由)

録王治原ノ非分割、各大陸間ノ不平等
主義、人種自平等、軍縮ニ米國ヲシテ
ヲ聽從セシムル如ク工作シ、協定帝國、
東亞政策ヲ明シ、其ノ反者同調ヲ要

S 11001

075

187

15

三 對英方針

ヲ整備スルモノトス

(7) 米國ニ對シテハ政治的宣傳ニ重點ヲ置キ、ソノ宣傳方法及機構

(8) 米蘇離間ヲ計ルモノトス

(9) 帝國ノ對米施策ニ付テハ適宜獨伊ヲ利用スルモノトス

如ク施策スルモノトス

[S] 11001 078

186

[S]

14

ノ東亞(南洋ヲ含ム)問題容察ヲ深クシ、ソノ反省ヲ促進スル

(10) 現下ノ世界狀勢ヲ利用シ、且帝國ノ中南米工作ヲ推進シ、米國

何等ノ對債ヲ求ムル意圖ナク、着々之ヲ解決スルモノトス

(例) 日米間ノ懸案

東亞新秩序建設上支障ナキニ限リ、米國

新秩序建設政策ヲ在クルコトヲ許サザルモノトス

米國ノ金融上ノ援助乃至協力ノ誘惑ニ陥リ、東亞(南洋ヲ含ム)

[S] 11001 077

英國ハ帝國ヲ對獨包圍陣ニ加入セシメントスル一方、其ノ東亞ニ於ケル脆弱ナル立場上、我事變處理ニ對シ已ヲ得ス同調シ來ルヘキ情勢ニアルコトヲ念頭ニ置キ、同國ニ對シ歐洲戰爭ニ於ケル帝國ノ立場ノ重要性ニ付、機會アル毎ニ認識ヲ促ス一方、英國カ支那ニ於テ政治的目的ヲ有セストスル建前ヲ受入レ、同國ヲシテ新中央政府ニ同調シ來ラシムルコトヲ目途トシ、且我カ國力ノ培養

ヲ圖ル爲差當リ左ノ如ク施策スルモノトス。但シ歐洲戰爭ヘノ引込運動ニ對シテハ嚴ニ警戒ヲ怠ラサルヲ要ニ
 外債問題ニ解決ヲ機トシ英國ノ援蔣行爲拋棄、新中央政府ニ對スル協力及英國ノ對日態度ノ改善ニ關スル交渉ヲ開始シ、一面其ノ實效ニ應ジ互讓的ニ占領地域内ニ於ケル英國ノ經濟的權益ヲ保護尊重スルモノトス

對佛方針

佛國ニ對スル施策ハ、英佛關係ノ密接ナルニ願ミ、概ネ對英措置ニ準スルト共ニ、同種事項ニ付テハ原則トシテ先ツ英國ヨリ施策スルモノトス。而シテ在支權益ノ種類性質ハ英米佛共通ニシテ、三國ハ之カ擁護ニ共同ノ戰線ヲ張り居ルモ、英佛ハ歐洲戰爭ノ激化ニ伴ヒ支那ノ新秩序ニ同調セシメ易キ筋合ニ在ルヲ以テ、對英佛施策ハ同時ニ米國ニ反映セシムルヤウ施策スルモノトス

S 11001 082

必要ニ應ジ、國共絶縁ヲ先行條件トシテ、英國方汪蔣間妥協乃至停戰斡旋ニ乘出シ來ルコトヲ拒否セサルモノトス

(四) 支那ニ關スル對英外交ト相俟ツテ、英國トノ間ノ懸案タル通商諸問題ニ關スル交渉ヲ進メ、我方國力培養ヲ計リ、特ニ英帝國諸地域トノ通商障害ヲ除去スルト共ニ、英國ノ合理的ナル經濟上ノ要求ハ之ヲ容認スルモノトス

S 11001 081

對獨伊關係

世界新秩序建設ニ關スル共同ノ目的達成及歐洲戰后ノ世界狀勢ニ對處シテ帝國ノ國際的立場ヲ鞏固ニセンカ爲、日獨、日伊間ニ速ニ緊密ナル協力關係ヲ具現スルモノトス。

右協力ノ骨子ハ之ヲ左ノ通定ムルモノトス

(1) 獨伊ヲシテ南洋ヲ含ム東亞カ帝國ノ生存圈タルコトヲ尊重セシ

メ、右地方ニ於ケル日本ノ政治的指導及協力ヲ容認セシムルモ

S 11001 083

ノトス

帝國ハ獨伊ノ「アフリカ」ヲ含ム歐洲ノ新秩序建設ニ同様ナル

態度ヲトルモノトス

(2) 獨伊ヲシテ歐洲及「アフリカ」トノ通商其ノ他經濟關係ニ付、

我方ニ好意的態度ヲトランメ、東亞共榮圈トノ有無相通關係ヲ

圖滑ナラシムルモノトス

帝國ハ支那及滿洲ニ於ケル獨伊ヘノ物資ノ供給竝ニ支那及南洋

S 11001 084

第四對南洋方針

ニ於ケル獨伊ノ經濟的活動ニ好意的考慮ヲ加フルモノトス
 (一)獨伊ヲシテ支那事變處理ニ同調セシムルト共ニ、我方ハ出來得ル限り英國ノ屈服ヲ容易ナラシメンカ爲、東亞ニ於テ英國ヲ牽制スルモノトス

(二)對ソ對米關係ニ付獨伊ヲシテ帝國ノ政策ニ同調セシムルモノトス

S 11001 085

東亞新秩序ノ建設ハ南洋ヲ除外シテ其ノ全キヲ期シ難キモノアリト雖モ、國際政局ノ現段階ニ於テハ、南洋方面ニ對スル列強ノ勢力ノ伸長防止ニ努ムルト共ニ、左ノ如キ施策ヲ爲スモノトス

一關係國ヲシテ邦人ノ進出發展ヲ許容セシメ、我所要資源ノ獲得並ニ我商品ノ進出、邦人關係事業ノ發展ヲ計リ、以テ南洋ヲシテ帝國經濟自給圈ノ一環タラシムルモノトス。而シテ右目的達成ノ爲特ニ蘭印、タイ國、葡領テモールニ重點ヲ置キ施策スルモノトス

S 11001 086

一南方諸地方ヨリスル援蔣行爲ノ停止工作ニ依リ支那事變ノ速ナル
 處起ヲ補助促進スルモノトス

一施策ノ詳細ハ別紙乙號ニ依ルモノトス

第四對外經濟政策大綱

日滿支經濟圏内ニ於ケル自給自足ノ促進並ニ現下國際情勢及戰後ノ
 事態ニ對處シ得ル帝國新經濟政策ノ樹立ヲ目標トシ、特ニ左記諸點

S 11001 087

一國以經濟自給圏確立ノ見地ヨリ、日滿支ヲ中核トシ南洋地方ヲ補
 給圏トスル經濟圏ノ樹立ヲ目標トシ、南方諸地域ニ對スル經濟的
 進出ニ努ムルモノトス

右目的達成ノ爲必要ニ應シ諸外國ノ經濟圏組成ニ對シテモ援助ヲ
 與ヘ、又ハ之ヲ承認スルコトアルヘキモノトス

S 11001 088

スルモノトス

日滿支三國ノ對外經濟政策ニ關シ緊密ナル連絡ヲ圖リ、能フ限り日滿支ヲ一體トシ、之ト諸外國トノ經濟關係ノ調整増進ヲ計ルモノトス

貿易協定ノ締結等ニ依リ列國トノ經濟關係ヲ調整シ、輸出貿易ノ振興ト帝國ノ不足資源ノ獲得トニ力ヲ致シ、特ニ左記諸點ニ留意

S 11001 . 089

27

進出ニ努ムルモノトス

- (1) 求償乃至互惠主義ニ重點ヲ置ク
- (2) 當該相手國トノ政治的關係利導ニ努ム
- (3) 採算上多少ノ不利ヲ忍ビテモ不足重要資源ノ確保ニ努ム

國防經濟自給圈確立ノ見地ヨリ、特ニ南方諸地域ニ對スル經濟的進出ニ努ムルモノトス

交戰國ノ中立國商權侵害及壓迫問題ニ付テハ、我方必要物資ノ經

S 11001 . 090

200

28

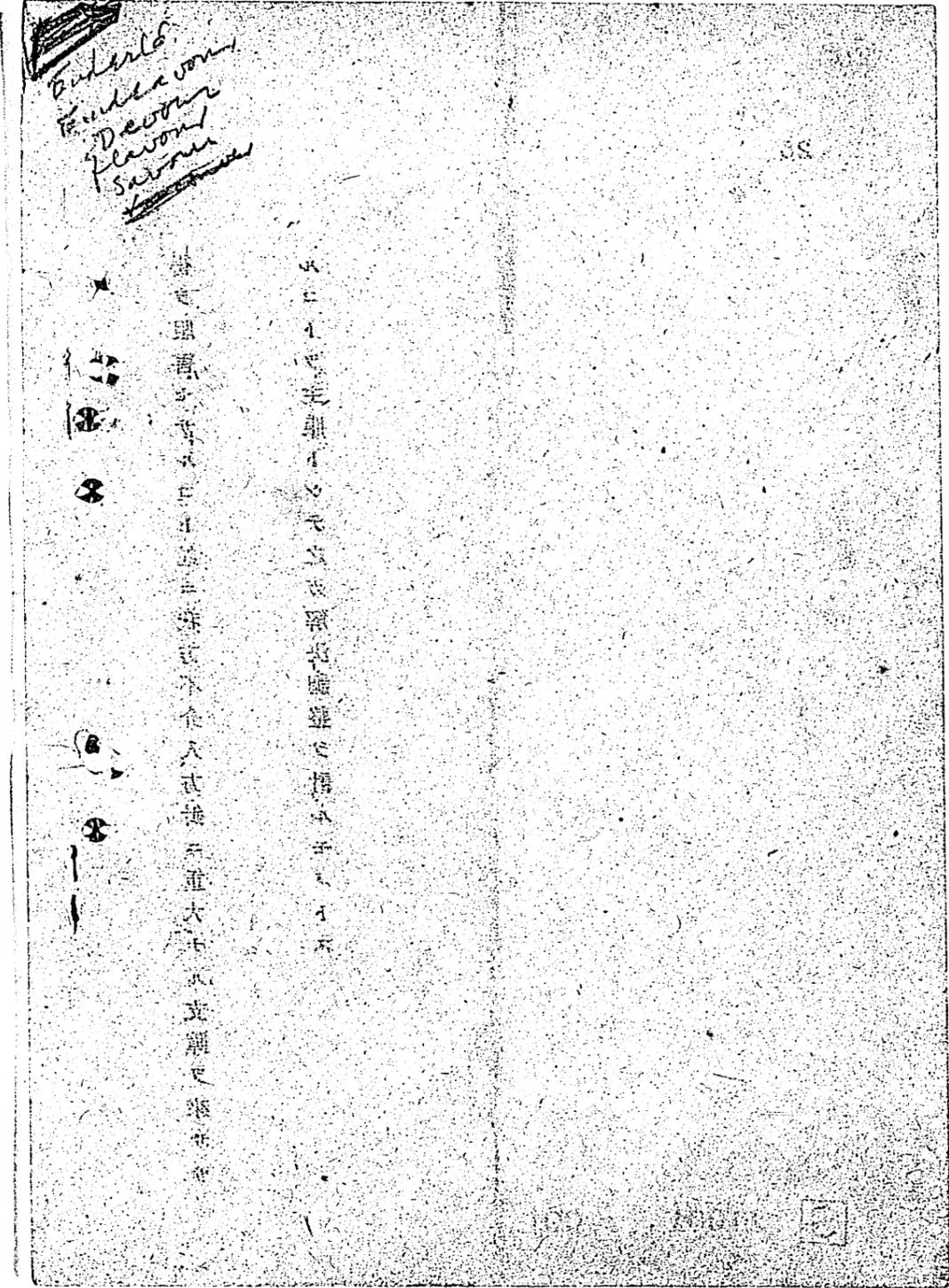
得ヲ阻害セサルコト並ニ我方不介入方針ニ重大ナル支障ヲ來ササ
ルコトヲ主眼トシテ之ガ解決調整ヲ計ルモノトス

S 11001 091

REEL No. A-0002

0188

アジア歴史資料センター



REEL No. A-0002



南租界工部局ノ英從屬性脱却、租界及租借地ノ返還、在支軍隊
 撤却ノ撤退及香港要スレハ新嘉坡ノ武裝解除
 英國ヲシテ重慶ニ對シ停戰及汪蔣ノ合流方ヲ勸告セシム

(四) 新中央政府トノ連絡ノ下ニ英國ノ新政府ニ對スル協力(代表ノ
 派遣)及占領地域内ニ於ケル純經濟上ノ協力ヲ誘致ス

(五) 南洋方面ニ對スル帝國ノ政治的經濟的發展ニ協力シ少クトモ之
 ノ阻害セシメサルモノトス(第三國屬領ニ於ケル英領ノ政治的
 經濟的退却ヲ含ム)

(六) 英本國及其ノ屬領トノ通商附懸案ニ關スル交渉ヲ進メ我カ國力
 培養ヲ計リ英帝國諸地域トノ通商障害ヲ除去ス

(七) 前三項ニ關聯シ英國ノ合理的ナル經濟上ノ要求ハ之ヲ容認ス

外務省

(日本標準規格B5)

S 11001 093

對英方針

(一東亞一課)

英國ハ東亞ニ於ケル脆弱ナル立場上事變處理ニ同調セザルヲ得ザ
 ル情勢ニ顧ミ右促進ニ努ムルト共ニ進シテ英國ヲシテ政治的軍事
 的ニ南洋ヲ含ム東亞ヨリ手ヲ引カシメ英帝國ノ瓦解ニ至ラシムル
 ガ如キ方向ニ於テ施策ヲ行フ但シ英ノ有スル國際資源及經濟組織
 ノ強靱性竝ニ英資本ノ土着性ニ鑑ミ之ヲ利用シ我カ國力ノ培養及
 東亞新秩序建設ニ資スルモノトス

(1) 英國ノ援蔣行爲拋棄ヲ徹底セシメ(例)ハ租界及英領ノ敵性ノ
 排除、重慶ヘノ軍需品輸送禁止、經濟協力ノ停止及重慶ニ對ス
 ル聯盟關係義務ノ非履行正式通告等(支那方面ニ於ケル政治上
 軍事上ノ特權ヲ放棄スルノ已ムナキニ至ラシム(例)ハ上海共

外務省

(日本標準規格B5)

S 11001 092

四 對佛方針

(歐亞 二課)

(イ) 佛國ハ既ニ歐洲戰爭ニ於テ敗レニ流國ニ顛落シ獨逸ノ傘下ニ入ルニ至レルコトヲ考慮シ、帝國ノ事變處理ニ對スル同調及援蔣行爲停止等ニ付テハ尙我カ要望ヲ着々實行セシムルニ努力スルト共ニ其ノ金融力ニシテ利用シ得ル余力アルニ於テハ之ヲ東亞新秩序建設ニ適宜利用ス

(ロ) 佛印ニ對シテハ領有ヲ企圖セス其領土保全ヲ約シ差支ナキモ東亞共榮圈ノ一環トシテ帝國ノ政治的經濟的勢力ノ進出ヲ認メシメ將來ハ之ヲ獨立セシメテ帝國ノ指導下ニ置クコト尙又佛領「ニューカレドニア」ヲモ將來我政治的指導下ニ置ク

(ハ) 「ラテン」民族カ世界各地ニ保有シ居ル傳統的勢力ヲモ諸般ノ

外務省

(H) 本標準規格 B5)

S

11001

095

(イ) 獨伊トノ提携ニ依リ英ノ蘇及米トノ協力體制成立ヲ牽制ス

(ロ) 對英問題ノ解決ニハ脅迫的及宣傳的態度ヲ慎ムモ英國ニシテ我カ要望ニ應ゼザルニ於テハ獨伊陣營ト協力シ或ハ我方單獨ニテ自主的ニ實力行使ヲナスニ至ルベキコトヲ含ミトシテ強シ置クモノトス

外務省

(H) 本標準規格 B5)

S

11001

094

205

關係ニ於テ利用ナルモノトス。

外務省

(日本標準規格B5)

S

11001

096

REEL No. A-0002

0192

アジア歴史資料センター

ス、新勞働體制樹立策ノ確立	企、厚	内、商、農
リ、交通運輸施設ノ整備擴充策ノ確立	企、選、鐵	陸、海、内
チ、重化學工業及機械工業確立方策ノ樹立	企、商	陸、海
ト、國民生活必需物資自給方策ノ確立	企、農	農、商、厚
ニ、新財政政策ノ樹立	企、大	
ホ、金融統制強化策ノ確立	企、大	
ヘ、新貿易政策ノ確立	企、商、外	大、農
○、重要物資ノ一元の統制機構ノ整備	企、農	金、選
○、官民協力ニ依ル計畫經濟機構ノ確立	企、大	大、内、農、商、選

A 1.0.0.5

一、國民道德ノ確立	企、文	内
ニ、新政治體制ノ確立	内	閣企、内
○イ、新國民組織ノ樹立	法局、内	企、司
○ロ、議會制度ノ改革	法局、内	企、司
○ハ、官場新體制ノ樹立	法局、内	企、司
○ニ、輿論指導方策ノ確立	内	閣企、内、外
○ホ、總力戰研究所ノ設立	企	陸、海、法
ニ、新經濟體制ノ確立	企	陸、海、對滿、興亞、商、選、大、農、外、拓
イ、日滿支ヲ根幹トスル大東亞經濟圈建設方針ノ確立	企	

基本國策要綱ニ基ク具體問題處理要綱

昭和十五、八、一
閣議決定

要目

起案

分擔

主

タル協議官廳

ル、中小商工業者対策ノ確立	企、商、農厚、内
四新科學體制ノ確立	陸、海、商、文、農、
○イ、綜合的科學研究機關整備対策ノ確立	厚
ロ、技術ノ國家管理政策ノ確立	同 右
キ人口政策ノ確立	企、厚、農拓内、陸、海、農、商
ク農業及農家ノ安定	企、農
ケ新國民生活體制ノ確立	内、農、商

備考

- 一 起案廳ハ八月末日迄ニ概略案ヲ作成シ關係廳ニ協議ス
- 二 ○印ハ特ニ急速ニ立案ヲ要スルモノトス
- 三 拓務省ハ外地トノ關係ニ於テ必要事項ニ付協議ヲウクルモノトス

取寄之版

松岡外務大臣車中談

昭和十五年八月十日

我國の外交基本方針は八月一日に發表せられた基本國策要綱及同日私か致しました談話に依つて略明瞭にされたと信しますか、凡ゆる突發性の機會を包蔵して居る現下の複雑なる國際情勢に處するには、内速に新體制を整へ高度に國防を強化し國力を培養し、外島道の精神に則り先づ東亞諸國、諸民族をして各々その處を得せしめ相興に大東亞共榮圈の確立に向つて邁進せねばならぬと思ふのであります。而して大東亞共榮圈確立に當りましては我方と其の互信を同じくする國々と提携し、左様なる國をも多く作りつつ他方凡ゆる障害は敢然之を排除する覺悟であります。それにつけても出來ることなら支那事變を一日も速に處理しなくてはならぬと思ひまするか、併しそれも世界全般の情勢から切放して出來るものではなく又姑息なる處理の斷して不可なることは申す迄もありません。

十一の朝刊發表ニ付其レ迄



S 11001 097

その處理に急なる兎もすればあせり、氣味になる危険のあることは朝野等しく戒めねばなりません。南京に於ける阿部大使と汪精衛氏との間の交渉は順調に進捗し遠からず結末に到達するであらうと存します。重慶政權は未だ迷夢醒めず抗日の途を辿つて居りますか皇軍陸海將士の勇猛果敢なる徹底的武力討伐に依つて今や彼等は最後の關頭に至つて居ります。私は蔣介石をはしめもし眞に中國を愛し東亞諸民族の將來を憂へそして歐米否世界空前の大動搖、大轉換の機を察するだけの聰明さと眞劍味を持つならばその内皇國の眞意を悟るの日に到來するであらうことを期待するものであります。彼等が今日迄餘喘を保ち得た主たる所以は佛領印度支那或は英領ビルマ等を通ずる諸外國よりする物資供給にありましたが、佛領印度支那に關しましては佛國側は近來漸次我方の公正なる要求に應ずる姿勢を取つて來てゐるであります。目下現地に於きましては我軍、外務官憲は佛印官憲の協力をも得て物資輸送路の監視に大努力をなして居り又ビルマを通ずる對重慶物資輸送に關しましても已に世人周

S 11001 098

知の通り之か禁壓實行に付きました。また一時的ではあります。兎も角英國も讓歩し我方も目下最善を盡して居る次第であります。尙歐米に於ける情勢は日に緊迫複雑の度を加へ來つて居るのであります。その推移は固より我が國策遂行に重大なる影響を及ぼすものであります。我方と致しましては斷えず歐米諸國の動向を注視し此の間に善處せんことを期して居る次第であります。又通商貿易の部面に於きましては此の如き世界の情勢に及ぼしつつある影響は眞に輕視すべからざるものがあります。か今後に於ける經濟情勢には一大變革が來るものと豫想せられます。之に即應じて臨機應變の策を講じて居るのであります。我方が重點を置いて居ります東亞經濟圏の建設と云ふことも亦右に述べました世界經濟情勢の變革に對處するものに外ならないのであります。私は東亞民族相提携し先づ以て大東亞新秩序の建設を完成し延いて公正なる世界恒久平和の達成に寄與することこそ大和民族否東亞諸

S 11001 099

極秘

對蘭印交涉方針案

帝國ノ根本目標ハ、支那事變ノ急速處理及日滿支ヲ中心トシ、之ニ南洋ヲ加ヘタル東亞共榮圈ノ確立ニ存スル處、最近米蘭ハ我國ニ對シ重要物資ノ禁輸ヲ斷行シ以テ帝國カ前記目的ヲ達成セムトスルヲ妨害セムトスルニ到レリ。若シ帝國ニシテ無爲ニ過コストキハ我生産擴充及軍備擴張ノ計畫ハ一大頓挫ヲ來スコト明白ナリ。依テ帝國トシテハ之ニ對處スル爲南洋就中蘭印ニ必要資源ヲ求ムルノ他ナキ緊急ノ事態ニ直面スルニ至レリ。而シテ之カ爲ニハ、帝國ト蘭印トノ經濟關係ヲ緊密ナラシムルノミナラス、蘭印ニ對スル我カ政治的指導權ヲ確立スルコト肝要ナリ。然レトモ右實現ノ爲ニハ蘭印ト經濟的及國防的ニ密接機微ノ利害關係ヲ有スル英

S 11001 101

民族全體に課せられた大使命と確信するものでありまして、素より之か達成は一日にして成るものではなく又其前途幾多の困難を覺悟しなければなりませんか一億一心之に精進せば必ずや此大理想を實行し得ることを信じて疑はざるものであります。

S 11001 100

ルモノニ非サルコトヲ要ス。何トナレハ從來ノ經驗ニ徴スルニ我
 要求ハ其儘英、米ニ内報サル、コト明ナルヲ以テ、若シ我カ要求
 カ蘭印ノ主權ヲ無視スル最後通牒的ノモノナル場合ハ蘭印ヲ馳テ
 英、米樞軸ニ追込ミ其ノ聯合ノ下ニ我カ要求ヲ拒否スルノ事態ヲ
 招來スル惧アレハナリ。

右ニ對シ帝國カ武力ヲ背景トスル第二段ノ壓迫措置ニ出テ得サル
 カ如キコトアラハ、却テ我威信ヲ墜スコト昭和九年日蘭會商ト同
 様ノ結果トナルヘシ。仍テ來ルヘキ日蘭印交渉ニ際シテハ前記ノ
 事情ヲ篤ト考慮シ別紙第一案ノ趣旨ニヨリ交渉ヲ進ムルコト、致
 度

ニ然シナカラ帝國ノ準備万端完成シ、日獨提携強化實現シ且米、蘇

7218
 218

米カ和蘭ト聯合シ我カ企圖ニ對シ凡ユル手段ヲ盡シ、場合ニ依リ
 テハ武力ヲ以テ妨害ヲ加ヘ來ルコトアルヘキハ充分覺悟シ置カサ
 ルヘカラス。仍テ帝國トシテモ此等妨害ヲ排撃スルノ準備ト決意
 ラ固ムル必要アルト共ニ又獨逸トノ提携ヲ強化シ、豫メ帝國ノ南
 方ニ對スル自由行動ヲ承認セシメ置クコト及蘇聯ノ南下並ニ米ノ
 行動ニ對スル牽制措置ヲ講シ置クコト絕對不可缺ノ要件ナリ。

然ルニ帝國ノ現状ハ生産力擴充及軍備擴張ノ途中ニ在リ未タ完成
 ノ域ニ到達シ居ラサルノミナラス、獨逸トノ提携モ目下工作中ニ
 シテ未タ其ノ結果ヲ見得ルニ到ラス。從ツテ蘭印ニ對スル我要求
 ハ現段階ニ於テハ我カ對蘭印經濟發展ノ目的ヲ相當達成シ得ル内
 容ヲ有スルモノナルヘキハ勿論ナルカ蘭印ノ主權及面子ヲ無視ス

極秘

對 蘭 印 要 求

(第一案)

甲、申入要綱

一 曩ニ帝國政府ヨリ和蘭政府ニ對シ、日蘭印間ノ重要懸案ノ解決方ニ關シ我方要求ヲ申入タルニ對シ、本年六月六日附在京和蘭公使ヨリ有田外務大臣宛公文ヲ以テ爲サレタル回答中、我方ノ必要トスル重要物資ノ供給確保方ニ關スル分ハ大体我方要求ヲ容認セルモノナル處將來右保障ノ遵守ヲ要求ス。

然ルニ我方ノ最モ重要視スル日本人ノ蘭印入國、蘭印ニ於ケル豐富ナル資源ノ開發及利用ノ爲ノ日本人ノ企業竝ニ投資ニ關スル問題ニ付テハ、和蘭政府ハ依然我方ノ眞意ヲ充分諒解セス、殊ニ此等問題ノ解決カ我方多年ノ舉國的要望ナルコトハ、從來ノ交渉ニヨリ既ニ充分承知シ居ルニモ拘ラス、蘭側ハ之ヲ大局的且實際的

S 11001 105

ニ對スル牽制工作ニ相當進ミ、要スレハ蘭印ニ對シ實力行使ヲ背景トスル壓力ヲ加ヘ得ル見透ツクニ至ル場合ハ、別紙第二案ノ趣旨ヲ加味シ最後通牒的、要求ヲ提出シ以テ之カ貫徹ヲ計ルコト、致度

S 11001 104

見地ヨリ好意的ニ考慮スルコトナク、今尙局所的立場ヨリ法理的
論議ヲ繰返シ居ルハ帝國政府ノ大イニ失望ト不滿ヲ禁シ得サル所
ナリ。

仍テ帝國政府トシテハ右入國、企業竝ニ投資ニ關スル問題ニ關シ、
卒直ニ我方ノ見解ヲ披瀝シ和蘭政府ノ深甚ナル考慮ヲ求メムトス
ル次第ナリ。

ニ抑モ現代ニ於ケル世界ノ不安竝ニ諸國間ノ軋轢ハ、主トシテ不合
理ナル領土的關係ニ基ク資源ノ不正ナル配分ニ基因スルコト論
議ノ餘地ナキ所ナリ。

即チ世界ノ現狀ハ、一部ニハ豊富ナル資源ヲ擁スル廣大ナル未開
ノ地方アルト共ニ、他方ニ於テハ潑刺タル生活力ヲ有シツ、資源
ノ缺乏ト過剩人口ニ惱ム國尠カラス。斯ル現狀ハ寔ニ不合理ニシ
テ之ヲ合理化シ正當化スル非レハ勢ヒ力ノ衝突トナリ國際間ノ平和ハ

到底之ヲ庶幾スルニ由ナキモノナリ。

從テ斯ル事態ノ發生ヲ防止セムカ爲ニハ資源豊富ニシテ廣大ナル
未開發ノ領土ヲ有スル國々カ卒先シテ其ノ資源ヲ世界ニ開放シ、
入國ヲ自由トシ、企業其他一般經濟的活動ニ課シタル制限ヲ撤發
スルコト緊要ナリ。

ニ和蘭政府カ蘭領印度ニ關シ、過去ニ於テ執リ來レル政策ハ比較的
自由且平等ニ各國民ノ經濟活動ヲ許容シ、或ル程度ニ於テ東亞ノ
平和及繁榮ニ寄與シタルコトハ帝國モ之ヲ認ムルニ吝ナラサル次
第ナリ。

然ルニ近年ニ於ケル和蘭ノ政策ハ遺憾ナカラ門戸閉鎖的ニシテ、
就中日本トノ關係ニ於テ其ノ傾向次第ニ顯著トナレルハ否ミ難ク、
更ニ甚タシキハ蘭領印度ニ於ケル重要企業特ニ鐵業ニ於テハ、蘭
領印度ト地理的ニ遠隔ナル一ニノ國家ニ對シテハ夙ニ廣汎ナル權

帝國政府ニ於テモ右列領印度政府ノ立場ヲモ考慮ノ上差爲リ帝國政府ノ眞摯且卒直ナル要求ヲ述フルコト、致スヘキニ付貴方ニ於テモ人類ノ福祉ト共存共榮ノ大局的見地ヨリ從來ノ偏狹ナル態度ヲ改メラル、様慎重ナル考慮ヲ促スト共ニ日蘭間ノ傳統的親善關係ニ基キ帝國政府ノ要求ニ對シ速ニ同意セラレムコトヲ要請スル次第ナリ

益ヲ與ヘナカラ、日本ニ對シテハ殆ント之ヲ許與スルコトナク、帝國政府カスル事態ヲ矯正セムカ爲和蘭政府ト連年交渉ヲ重ネ來レルニモ拘ラス、帝國ノ眞意ヲ諒解セス我方ノ要望ヲ拒否セムトスルノ態度ヲ持續シ今日ニ及ヒ居リ、遂ニ日本朝野ニ甚大ナル不滿ノ念ヲ植付クルニ至リタルコトハ帝國政府ノ最モ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ。

四 帝國政府ハ前記諸觀點ニ基キ此ノ際和蘭政府ニ對シ、蘭領印度ニ於ケル本邦人ノ入國、企業並ニ投資ニ關シ從來課セラレタル一切ノ制限措置ノ撤發ヲ要求シ、以テ日本入カ和蘭人ト全ク同様ニ、自由ニ入國シ、自由ニ資源ノ開發ニ從事シ及其他ノ凡ユル經濟活動ヲ自由ニ行ヒ得ル様要求致シ度存念ナリ。然シナカラ現在ノ狀態ニ於テハ蘭領印度ノ國內的事情及蘭領印度ト第三國トノ關係上蘭領印度政府トシテノ困難ナル立場モアル次第ナルヘキヲ以テ、

乙、原則的要求
一、入國問題

帝國政府ノ安望スル蘭領印度ニ對スル經濟的發展ヲ期スル上ニ重大ナル障礙ヲナシ、日本朝鮮ノ最モ大ナル不備トスル所ノモノハ蘭領印度ニ於ケル現行外國人勤勞條令ナルニ鑑ミ帝國政府ハ入國問題ノ緩和方ニ臨シ敢小限度左ノ通り安求ス。

現行蘭領印度入國令ニ定メラルル日本人ノ蘭印入國割當數ハ普通割當八百名及追加割當一年間ニ外國人入國者ノ合計カ一萬人ニ達セサル場合ハ一九二四年乃至一九三三年ニ於ケル日本人入國總數ノ一割返入國ヲ許可セラルルモノハ八百三十三名、合計一千六百三十三名ナルヲ以テ極限度迄ノ日本人ノ入國ハ、帝國政府ニ於テ其ノ必要ヲ認め發給セル旅券ヲ所有スル者ニ限り、外國人勤勞條令ニ定メラルルカ如キ煩雜ナル手續ヲ踏ムコトナク自由ニ之ヲ許可スルコト。

S 11001 110

但シ

- (イ) 左記二ノ(1)ノ新規企業ノ為ノ準備調査並ニ事業經營ノ為ニ必要ナル人員ハ右入國割當中ニ包含セシメサルコト。
- (ロ) 蘭領印度滞在カ一年以内ナル一時旅行者ハ右入國割當數ニ包含セシメサルコト。
- (ハ) 右滞在一年以内ナル者ニ對シテハ入國金ヲ返還スルコト。
- (ニ) 入國税ノ徵收ヲ撤廃スルコト。

S 11001 111

ニ企業及投資問題

(1) 新規企業

近來蘭領印度政府ハ各種法規ノ發布又ハ改正或ハ法規以外ノ政府ノ方針ニヨリ我方ノ最モ重要視スル石油其他主要礦物ノ有望ナル礦區ハ殆ント全部之ヲ政府ノ爲ニ保留シ、以テ日本人カ此ノ種礦業權ヲ獲得スルノ余地ナカラシムルニ至ルノミナラス、既存礦業權ノ讓渡モ之ヲ認メサルニ至レリ。

然ルニ英、米、歐等ハ此等新法規ノ發布又ハ政府ノ方針決定前既ニ石油其他主要礦物ノ有望ナル礦區ヲ獲得シ之カ採礦ヲ大規模ニ行ヒ居レリ。仍テ帝國政府ハ此ノ際蘭領印度政府ニ對シ、今後ハ現行法規又ハ政府ノ方針ノ如何ニ拘ラス機會均等ノ見地ヨリ石油及各種礦物ノ採礦並ニ探礦ニ關スル日本人ノ申請ニ對シテハ之ヲ許可スルト共ニ、礦業以外ノ各種企業ノ新設ニ關スル申請モ同様之ヲ許可シ且既存利權ノ日本人ニ對スル讓渡モ必

ス之ヲ許可スルコト。

尙日本人ノ新規企業ニ關シテハ礦業法規又ハ其他關係法規ニ定ムル申請手續ヲ執ル以前ニ於テモ、日本人カ有望ナリト認ムル地方ニ於テ自由ニ實地調査ヲナスコトヲ認ムルコト。而シテ我方ニ於テ差當リ着手ヲ希望スル新規企業左ノ如シ。

A、礦業

蘭領印度ニ於ケル石油礦區（政府ノ保留地ヲ含ム）中我方ノ希望スル餘地ニ對スル探礦及採礦。

其他ノ礦物ノ有望ナル全礦區（政府ノ保留地ヲ含ム）中我方ノ希望スル地域ニ對スル各種礦物ノ探礦及採礦。

探礦權者ノ申請スル探礦申請ハ必ス許可スルコト。

B、其他企業

日蘭印間航空路ノ開設。

日蘭印間新海運航路ノ開設。

日蘭印間海空電線布設。

(四) 海運

現在西印ニ於テ沿岸貿易ヲ許可セラレ居ル日本船舶(在「ス

島ニ開港スルコト)

原銅山ノ開鑿ヲ可能ナラシムル爲「バチタン」港ヲ同企業ノ

局ニ開港スルコト)

現在日本人ノ所有スル鐵業權ニテ實際開鑿ヲ中止シツア

ル障碍ヲ除去スルコト。(例 爪哇「バチタン」ニ於ケル石

油)

能ナラシムル局其ノ擴張ヲ認ムルコト(例 B。O。M。ノ

原口出願ノ雲母)

現在日本人ノ出願中ノ採鑛又ハ採鑛申請ヲ遂ニ許可スルコト。

(例「セレベス」ニ於ケル坪野出願ノ「ニツケル」及鐵

(イ) 鑛業

(2) 既存企業ノ擴張

我方ノ希望スル水産業、林業、農業及各種工業
以上 A 及 B ノ企業ノ新設ニ關シテハ其ノ調査及各種準備ニ對シ
蘭印當局ハ凡ユル斡旋協力及一切ノ便宜ヲ供與スルコト。

ラバヤ」鹽原副經營第一虎丸及南洋興發所有船（左虎丸）ニ歸スル航行區域制限ヲ撤廢シ且増船ヲ認ムルコト。
一九三五年以來閉鎖セラレタル海港ノ再開及出入船噸數制限ヲ撤廢スルコト。

イ 農 業

既存農園ニ對シ其ノ發展及台塩的經營ヲ可能ナラシムル爲其ノ設備ヲ認ムルト天ニ各種制限及障害ヲ除去スルコト（例トシニ「一ギニア」ニ於ケル南洋興發會社ノ棉花栽培園ノ擴張、爪哇ニ於ケル武田農園ノ栽培栽培ノ擴張及向國生産品ノ對本邦輸出ノ許可）

ロ 漁 業

既存漁業ニ對シ發展ノ障礙ヲ與フルコト。即チ邦人漁業ハ殆んど全部カ公海漁業ニシテ土民漁業トノ競争ナキヲ以テ之ニ對シテハ、營業上必要トスル漁船數及漁夫ノ増加ヲ認メ、且漁獲物

ノ輸入港ニ歸スル制限ヲ撤廢スルト共ニ輸入税ヲ免除スルコト。
右漁業カ營業上必要トスル製氷其他附帶事業ハ現行營業制限ヨリ除外シ自由ニ之ヲ許可スルコト。

ハ 其他企業

日本人ニ關係アル倉庫業、印刷業、織布業、製氷業及護謄「スモーク」工場ノ營業制限ヲ撤廢スルコト。
業等

新聞關係

(1) 從來蘭印當局ニ於テハ日本人ノ馬來語及支那語新聞ノ經營ヲ阻止スルノ方針ヲ執リ居レル處、和蘭人及支那人ニ對スルト同様日本人ニ對シテモ其ノ經營ヲ許可スヘキコト。

(2) 從來蘭印ニ於ケル一般官民ノ日本及日本人ニ對スル認識ハ全ク缺如シ、其ノ對日態度ニ遺憾ノ點多ク、兩國間ノ友好關係ヲ阻害スルコト甚シク、殊ニ戰禍ノ和蘭ニ波及以來蘭印官民ノ在留邦人ニ對スル暴行及侮辱事件ノ頻發ハ、一方ニ於テハ蘭印當局カ我方ノ真意ヲ理解セス日本ニ對スル極端ナル警戒措置ヲ講ジ、因テ共ニ、他方從來蘭印新聞ノ反日的態度カ輿論ノ對日感情ヲ誘發スルニ至リタルコトカ其ノ主要原因ナルヲ以テ、帝國政府ハ此等新聞ノ徹底的取締方ニ關シ左ノ通り要求ス。

(4) 和蘭人經營新聞

反日態度ノ最モ甚シキハ和蘭語新聞ニシテ且和蘭語新聞ハ支

(4) 支那人經營新聞

那語及馬來語新聞ノ指導的地位ニ在リ、而モ從來之カ取締カ殆ント行ハレタルコトナキハ從來蘭印當局ノ言ニ徹スルモ明ナル處今後ハ之カ徹底的取締ヲナスコト。

(4) 支那人經營新聞

支那人經營新聞ノ取締振ハ今尙微温的ニシテ而モ支那人經營新聞ハ一般在留支那人ノ輿論ヲ導モ代表セサルノミカ、却テ支那人ニ對シ強制的ニ支那人ニ對シ對日反感ヲ種付ケ反日運動及日貨排斥ヲ指導シ居レル處蘭印當局從來ノ態度ハ之ヲ看過シ居レリト稱スルモ過言ニ非ス、其ノ故意ナル捏造的反日侮日記事ニ對スル取締ニ殆ント誠意ノ認メラルルモノナシ。

之ニ反シ蘭印當局ハ日本人經營ノ新聞カ、汪精衛支援ニ關スル記事ヲ掲ケタルニ對シ右カ在留支那人ノ感情ヲ刺戟スルモノナリトシテ發行停止ヲ命シ又支那ニ於ケル我方占領地域内ニ於テ發行セラルル新聞等ハ反蔣的ナルノ故ヲ以テ一切輸入

禁止ヲ爲^{ルカ}不^知公平ナル待遇ヲナシ居ルハ^度親支反日的ノ
 態度ヲ持^テスルモノト稱^スシテ^テ致方オカルヘシ。仍^テ今後ハ支那
 人經營新聞ノ取締ヲ一層嚴重化スルト共ニ我方新聞ニ對スル
 不公平ナル態度ヲ是正スルコトヲ要求ス。

S 11001 120



236

極秘



支那
對英
關係

發電昭和十五年九月二十七日

支那ニ於ケル對英米關係ノ件

在英 重光大使
在米 堀内大使
在獨 來栖大使
在伊 天羽大使

松岡外務大臣

暗合第三一八六號極秘（館長符號抜）

往電合第二一七二號ニ關シ

本件發表ニ伴ヒ支那ニ於テ租界其ノ他第三國ノ權益ニ對シ特ニ何等
カノ措置ニ出テ又ハ排英排米運動ヲ起ス等我方ヨリ事ヲ構フルカ如
キコトハ嚴ニ差控フヘキ旨當方及陸海軍ヨリ夫々其ノ出先ニ訓令セ
リ右貴官極秘御含迄

外務省

(日本標準規格B5)



11001 124

235

極秘



支那
對英
關係

發電昭和十五年九月二十七日

支那ニ於ケル對英米關係ノ件

在英 重光大使
在米 堀内大使
在獨 來栖大使
在伊 天羽大使

松岡外務大臣

暗合第三一八六號極秘（館長符號抜）

往電合第二一七二號ニ關シ

本件發表ニ伴ヒ支那ニ於テ租界其ノ他第三國ノ權益ニ對シ特ニ何等
カノ措置ニ出テ又ハ排英排米運動ヲ起ス等我方ヨリ事ヲ構フルカ如
キコトハ嚴ニ差控フヘキ旨當方及陸海軍ヨリ夫々其ノ出先ニ訓令セ
リ右貴官極秘御含迄

外務省

(日本標準規格B5)



11001 123

回答ヲスヘキ旨答ヘタリ蓋シ斯ル措置ヲ執ラシメタル理由ハ洪牙利トシテハ一方ニ於テ無理ニ割込運動ヲ爲ス意嚮ナキト共ニ他方決シテ負擔ヲ回避スル意嚮ナク即チ獨側ニテ希望スルニ於テハ何時ニテモ之ニ應スルノ用意アルコトヲ知ラシメンカ爲ナリ同様ノ申出ハ曾テ日獨伊防共協定成立ノ際ニモ爲シ其ノ結果一年後之ニ加入スルコトトナリ日獨伊軍事同盟成立ノ際モ同様ノ申入レヲ爲シタル處後者ニ對シテ暫ク待ツ様トノ獨側ノ回答ニテ今日迄實現スルニ至ラサル次第ナリト説明シ次テ前記獨側へ申出テノ次第ハ日本政府へ取次カレタシト述ヘタリ就テハ右ニ御承知相成度シ尙外相ハ本件ハ現ニ日本政府限リノ極秘トセラレタキ旨述ヘ居タルニ付御含置請フ(了)

(日本標準規格B5)

S 11001 126

外務省

極秘

昭和15 三〇〇五〇 暗
 本 省 十月一日後發
 二日前着
 松岡外務大臣
 井上公使
 第一七一號ノ一(極秘、館長符號扱)
 往電第一七〇號ニ關シ
 三十日外相ヲ往訪日獨伊同盟カ洪牙利ニ直接影響スル所アリヤ否ヤヲ質シタル所外相ハ總テ打明ケテ申上ケタシトテ實ハ二十八日「リッペン」ノ演說ノ正式「テキスト」ヲ入手スルヤ自分ハ直ニ在獨洪牙利公使ヲシテ獨外務次官ニ對シ此ノ際(1)洪牙利トシテ右同盟ニ加入スルノ適否竝(2)若シ右加入ヲ適當トスルニ於テハ其ノ様式ノ二點ヲ承知シ度キ旨申入レシメタル處外務次官ハ外相へ報告ノ上何分ノ

(日本標準規格B5)

S 11001 125

外務省

外務省

カラス。本案ハ右兩面ノ考慮ニ基キ作成セラレタルモノナリ
 尙蘇聯問題ハ日本ニトリテモ將又獨逸ニトリテモ何時カ徹底的ニ
 解決セラルルヲ要スル問題ニシテ出來得レハ和平裡ニ、要スレハ
 武力ヲ用ヒテモ右目的ヲ達成セサルヲ得サルヘク其ノ時期ハ意外
 ニ近カルヘキモノト認ム。利権問題等ニ關シ一時大ナル讓歩ヲナ
 スカ如キモ右ハヤガテ到來スヘキ徹底的解決ノ日ニ於テ全面的ニ
 我カ要望ノ達成セラルヘキコトヲ見渡シ得ルカ爲ニ外ナラス。
 二、日蘇國交調整ノ狙ヒカ前記ノ通り急速ナル事變處理ニ關聯シ居ル
 ノミナラス三國同盟締結後米露ノ蘇聯ニ對スル働き掛力急激ニ進
 行スヘキコトヲ豫期セラルル現狀ニ於テ右ニ先手ヲ打チ蘇聯ヲ三
 國同盟ノ陣營ニ引込ム要アルニ鑑ミ「時間」ノ要素ハ最も考慮ヲ要ス

(日本標準規格B5) S 11001 128

外務省

日蘇國交調整案ニ關スル説明
 (昭和一五〇二)
 一、日蘇國交調整カ日本トシテ目下緊急ニ取上ケラルル要アルハ同案
 二、方針ニ於テ明ニセラレ居ル通り南方施策ニ對スル障礙立及右
 三、國聯シ速ニ事變處理ヲ行ハンガ爲ニ外ナラス、從テ日蘇調整問
 題ソレ自身トシテ最重要且根本的ナル問題アルヘキモ不取敢ハ
 右目標ニ必要ナル限度ニ於テ日蘇調整ヲ考慮スルヲ以テ充分ナリ
 ト認ムルモノナリ。然リト雖モ從來日蘇兩國力事實上互ニ假想敵
 國トシテ對立シ來レル現實ニ關ミル時ハ日蘇對立ノ原因ヲナシダ
 ル諸問題ニ關シ相當根本的ナル考慮ト調整トヲナスニ非スンハ右
 ニ遠期スルカ如キ國交調整モ結局ニ於テ不可能ナリト謂ハサルヘ

(日本標準規格B5) S 11001 127

外務省

三、右ノ如キ判断ノ下ニ國交調整ノ内容トシテ取上ケラルヘキ第一ハ
不侵略協定ナリ
イ、不侵略協定ノ内容ハ概ネ獨蘇不侵略協定ノ内容ヲ以テ標準ト
ナシ得ヘシ。唯滿蘇及滿蒙國境問題ノ經緯ニ鑑ミ紛争處理並ニ
國境確定ニ關スル委員會ノ設置ヲ一條項トナス要アリト認ム。
ロ、滿洲國ノ形式的承認ハ大シテ實益ナキカ如シト雖モ日支和平
條件ニ於テ本件カ相當困難ナル問題タルヘキコトヲ説ミ合セ蘇
ニ中國共產黨ニ對スル影響ヲ考慮シ本項目ヲ蘇聯ニ承認セシメ
置クコト甚タ有益ナリト認ム。
ハ、内蒙及北支ニ關スル日本側關心ヲ蘇聯ヲシテ承認セシメ置ク
コトモ右ト同様中國共產黨處理問題トモ關聯スルモノニシテ殊

外務省

(日本標準規格B5)



11001

130

ヘキ問題ナリ。徒ニ理想案ヲ提議シテ在再日ヲ送ランヨリハ多少
ノ不滿ヲ忍ビテモ一日モ速ニ本件交渉ヲ安結セシムルコトヲ要ス
謂ハハ三國同盟成立後ノ外交追擊戰トシテ本件ヲ取上クル要アム

外務省

(日本標準規格B5)



11001

129

ルコト過去ノ實績ノ示ス通ニシテ日蘇間ニ全面的國交調整行ハル
 ルコト自体重慶ニ對スル最モ深刻ナル打撃ヲ與フルモノト認ムル
 モノナルカ、唯日支和平ニ是非共必要ナル中國共產黨ノ處理、少
 クトモ其ノ抗日性ニ關スル理念的根據ヲ奪ヒ又或ル限度ニ於テ之
 ヲ抑制セシムルコトハ特ニ重要ト認ムルモノナリ。

五日蘇國交調整ハ出來得ヘクソハ蘇聯ヲ日獨伊三國同盟ニ形式上加
 入セシメ得ストスルモ實質上右「ライン」ニ添ヒテ蘇聯ヲモ兩邊
 ノ「コース」ニ引入レ對英米外交ニ同調セシムルヲ可トス。而シ
 テ蘇聯ノ近東及印度方面ニ對スル野心ヲ考慮セハ右ハ必スシモ不
 可能ニ非サルヘク右ヲ實現セシムルコト日蘇間ノ不戰、不侵略關
 係ヲ最モ實質的ニ設定スルモノナリト認ム。

外務省

(日本標準規格B5)



11001

132

ニ日支和平條件ニ於テ右地域ニ於ケル駐兵ヲ實現セシムル爲ニ
 モ必要、少クトモ有益ナリト認ムルモノナリ。

ニ、日蘇經濟關係ノ調整ソレ自体ハ我方ヨリ見レハ二義的意義ヲ
 有スルニ過キサルカ如キモ日蘇間ノ全面的調整カ考慮セラハル
 限リ所謂利權問題ハ當然其ノ祖上ニ上ラサルヲ得サルヘク、其
 ノ際唯從來ノ利權ヲ固執スルカ如キ態度ヲ以テ終始シ得サルヘ
 キコト明カナリ。從テ萬一ノ場合ニハ是等利權ヲ敢テ拋棄スル
 モ辭セサルノ吐ヲ定メ他方今後ノ國防國家体制確立ニ必要ナル
 物資ノ獲得(殊ニ北極太石油ノ獲得)ニ努ムルヲ要スヘク右觀
 點ニ於テ經濟協定ヲ考慮セルモノナリ。

四蘇聯ノ援將行爲ハ「マテイリアル」ニ評價セハ大シタモノニ非サ

外務省

(日本標準規格B5)



11001

131